

参 考 资 料

人 事 院



# 目 次

## 1 国家公務員給与関係

第1表	国家公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	国家公務員の適用俸給表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	国家公務員の平均給与月額	3
第4表	行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の 学歴別人員及び平均俸給額	4
第5表	国家公務員の扶養親族数別人員	4
第6表	国家公務員の俸給の特別調整額の支給状況	5
第7表	国家公務員の単身赴任手当の支給状況	5
第8表	国家公務員の本府省業務調整手当の支給状況	5
第9表	国家公務員の地域手当の支給状況	5
第10表	国家公務員の広域異動手当の支給状況	6
第11表	国家公務員の住居手当の支給状況	6
第12表	国家公務員の通勤手当の支給状況	6
第13表	国家公務員の平均年間超過勤務時間数	7
第14表	国家公務員の都道府県別在勤人員及び構成比	7
第15表	国家公務員の適用俸給表別、級別、号俸別人員	8
第16表	再任用職員の適用俸給表別、級別人員	41
第17表	組織区分別、年齢階層別人員構成比(全職員) (令和4年と平成24年との比較)	42

## 2 民間給与関係

	令和4年職種別民間給与実態調査の概要	43
第18表	企業規模別調査事業所数	44
第19表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	46
第20表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	47
第21表	民間における初任給の改定状況	65
第22表	民間における家族手当の支給状況	66
第23表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	66
第24表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	66
第25表	民間における定年制の状況	67

第26表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	67
第27表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	67
3 生計費関係		
	令和4年4月の標準生計費算定方法	68
第28表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）	69
<参考>	費目別、世帯人員別生計費換算乗数	69
4 労働経済関係		
第29表	労働経済指標	70

# 1 国家公務員給与関係

第1表 国家公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年
全俸給表	253,401	42.5	20.7
行政職俸給表(一)	139,947	42.7	20.7
行政職俸給表(二)	2,114	51.1	29.4
専門行政職俸給表	7,931	42.5	20.2
税務職俸給表	51,475	42.3	20.9
公安職俸給表(一)	21,989	41.4	20.1
公安職俸給表(二)	22,981	40.3	18.8
海事職俸給表(一)	199	42.8	21.7
海事職俸給表(二)	348	41.2	22.6
教育職俸給表(一)	90	45.5	21.3
教育職俸給表(二)	67	49.4	25.7
研究職俸給表	1,380	46.6	23.0
医療職俸給表(一)	607	52.8	25.8
医療職俸給表(二)	490	46.5	21.0
医療職俸給表(三)	1,836	47.7	22.3
福祉職俸給表	242	44.0	20.0
専門スタッフ職俸給表	174	56.0	32.5
指定職俸給表	958	56.9	33.4
特定任期付職員俸給表	432	42.9	-
第一号任期付研究員俸給表	65	42.5	-
第二号任期付研究員俸給表	76	36.1	-

(注) 1 新規採用者(10,913人)、再任用職員、在外公館に勤務する職員等は含まれていない(以下第16表を除き第17表までにおいて同じ。)

2 全俸給表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 特定任期付職員俸給表とは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項に定める俸給表を、第一号任期付研究員俸給表及び第二号任期付研究員俸給表とは、それぞれ「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項及び第2項に定める俸給表をいう(以下第2表及び第15表において同じ。)

第2表 国家公務員の適用俸給表別、学歴別、性別人員構成比

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	うち大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%	
全俸給表	100.0	56.3	6.7	14.3	29.3	0.1	78.0	22.0
行政職俸給表(一)	100.0	61.7	8.0	12.5	25.8	0.0	77.1	22.9
行政職俸給表(二)	100.0	7.1	0.0	13.6	74.1	5.2	73.7	26.3
専門行政職俸給表	100.0	65.7	24.7	25.0	9.3	0.0	75.1	24.9
税務職俸給表	100.0	49.2	1.6	5.4	45.4	0.0	75.9	24.1
公安職俸給表(一)	100.0	52.5	2.0	11.3	36.2	0.1	88.6	11.4
公安職俸給表(二)	100.0	42.0	2.8	39.7	18.2	0.1	84.0	16.0
海事職俸給表(一)	100.0	40.2	1.5	32.2	26.1	1.5	99.5	0.5
海事職俸給表(二)	100.0	4.0	-	25.9	65.5	4.6	99.1	0.9
教育職俸給表(一)	100.0	87.8	25.6	12.2	-	-	90.0	10.0
教育職俸給表(二)	100.0	68.7	13.4	22.4	9.0	-	68.7	31.3
研究職俸給表	100.0	98.8	82.6	0.5	0.7	-	79.9	20.1
医療職俸給表(一)	100.0	100.0	32.0	-	-	-	75.0	25.0
医療職俸給表(二)	100.0	51.6	5.5	47.1	1.2	-	52.7	47.3
医療職俸給表(三)	100.0	7.0	0.7	90.6	2.4	-	20.4	79.6
福祉職俸給表	100.0	78.9	6.2	16.1	4.5	0.4	56.6	43.4
専門スタッフ職俸給表	100.0	90.2	24.7	0.6	9.2	-	93.7	6.3
指定職俸給表	100.0	98.7	12.4	0.2	1.0	-	95.2	4.8
特定任期付職員俸給表	100.0	97.7	47.5	1.2	1.2	-	84.0	16.0
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	100.0	-	-	-	64.6	35.4
第二号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	82.9	-	-	-	61.8	38.2

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 国家公務員の平均給与月額

その1 給与種目別平均給与月額

(国家公務員給与等実態調査)

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
	円	円	円	円
俸給	323,711	325,827	334,711	336,333
地域手当等	43,644	43,601	43,123	43,124
俸給の特別調整額	12,655	12,681	11,956	11,979
扶養手当	8,852	9,273	9,264	9,622
住居手当	7,129	6,647	6,510	6,142
その他	9,058	9,124	7,500	7,529
合計 (平均給与月額)	405,049	407,153	413,064	414,729

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。  
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。  
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

その2 行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、平均年齢

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

組織区分 区分	本府省	管区機関	府県単位機関	その他の 地方支分部局	施設等機関等
	円	円	円	円	円
平均給与月額	448,153	405,444	390,569	378,811	347,601
	歳	歳	歳	歳	歳
平均年齢	40.5	44.3	44.5	43.0	38.4

- (注) 管区機関とは、地方整備局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関、府県単位機関とは、地方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関、その他の地方支分部局とは、管区機関、府県単位機関以外のものをいい、施設等機関等とは、研修所等の機関をいう(第6表において同じ。)

第4表 行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均俸給額

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

学歴 区分 経験年数階層	大 学 卒		高 校 卒	
	人 員	平均俸給額	人 員	平均俸給額
計	人	円	人	円
計	84,391	316,512	45,968	339,235
1年未満	2,908	188,985	947	153,969
1年以上 2年未満	3,479	194,481	815	159,771
2年以上 3年未満	3,330	201,926	851	164,361
3年以上 5年未満	6,131	214,365	1,645	176,131
5年以上 7年未満	5,643	230,726	1,110	192,679
7年以上 10年未満	6,175	252,126	1,025	208,883
10年以上 15年未満	9,238	293,155	1,310	242,694
15年以上 20年未満	11,890	339,103	2,357	284,072
20年以上 25年未満	12,849	371,931	3,377	323,336
25年以上 30年未満	12,311	396,669	8,370	360,602
30年以上 35年未満	8,233	405,682	10,678	379,709
35年以上	2,204	406,825	13,483	393,695

(注) 人員及び平均俸給額は令和4年4月1日現在のものであるが、経験年数階層の分類は同年1月15日現在の経験年数(端数切捨て)としている。

第5表 国家公務員の扶養親族数別人員

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1 人	42,914	22,650	17,982	2,282
2 人	39,164	20,608	38,219	1,277
3 人	27,559	22,459	27,462	676
4 人	6,840	6,206	6,835	353
5 人	915	827	914	115
6 人以上	141	129	141	18
計	117,533	72,879	91,553	4,721

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額額は、19,973円(平均扶養親族数は2.0人)である。



第6表 国家公務員の俸給の特別調整額の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分 組織区分等	一種	二種	三種	四種	五種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	本 府 省	課 長	室 長				
管 区 機 関	機関の長	部 長		課 長			
府県単位機関		機関の長	部 長	課 長			
そ の 他 の 地方支分部局				機関の長	課 長		
受 給 者	人 3,162	人 4,441	人 6,616	人 17,712	人 11,715	人 43,646	円 69,414

第7表 国家公務員の単身赴任手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満			2,500km以上
受給者	人 2,774	人 7,688	人 3,192	人 1,573	人 676	人 692	人 891	人 355	人 319	人 332	人 141	人 18,633	円 46,568

第8表 国家公務員の本府省業務調整手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	課長補佐級	係長級	係員級	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受 給 者	人 14,061	人 15,803	人 9,172	人 39,036	円 23,883

第9表 国家公務員の地域手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
	人 員 (構成比)	人	253,401 (100.0%)	67,969 (26.8%)	19,522 (7.7%)	21,918 (8.6%)	6,527 (2.6%)	24,604 (9.7%)	22,467 (8.9%)	28,531 (11.3%)
平均手当月額	円	40,402	71,922	59,013	54,934	47,301	39,868	29,766	19,264	7,843

(注) 平均手当月額には、異動保障による地域手当を含む。

第10表 国家公務員の広域異動手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	異動等前後の官署間の距離		受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	300km以上	60km以上300km未満		
受給者	14,227人	20,282人	34,509人	19,981円

第11表 国家公務員の住居手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	地域手当支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
			人	人	人	人	人	人	人	人
受給者		63,467	18,874	4,280	4,698	1,476	5,392	5,322	7,134	16,291
	手当月額11,000円以下の受給者	263	19	6	8	4	12	50	43	121
	手当月額11,100円以上28,000円未満の受給者	27,179	1,938	1,108	1,733	460	2,347	3,008	4,657	11,928
	手当月額28,000円の受給者	36,025	16,917	3,166	2,957	1,012	3,033	2,264	2,434	4,242
	手当受給者1人当たり平均手当月額	25,721円	27,628円	26,964円	26,388円	26,700円	25,871円	24,876円	24,360円	23,728円
配偶者の居住する借家・借間			受給者			手当受給者1人当たり平均手当月額				
			1,311人			13,160円				

第12表 国家公務員の通勤手当の支給状況

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	地域手当支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
			人	人	人	人	人	人	人	人
受給者		203,858	65,115	17,752	18,762	5,711	20,344	17,926	21,476	36,772
	交通機関等のみを利用する者	142,579	62,162	15,365	14,877	4,568	13,827	10,498	11,571	9,711
	交通用具のみを使用する者	48,116	988	1,387	1,844	744	5,060	5,389	7,814	24,890
	交通機関等と交通用具を併用する者	13,163	1,965	1,000	2,041	399	1,457	2,039	2,091	2,171
	交通機関等に係る手当月額(受給者平均)	16,152円	14,790円	17,050円	16,401円	15,797円	16,535円	17,562円	16,868円	19,258円
	交通用具に係る手当月額(受給者平均)	6,627円	4,372円	4,551円	4,677円	5,675円	5,685円	5,515円	6,487円	7,773円

第13表 国家公務員の平均年間超過勤務時間数

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

区分	計	本府省	本府省以外
	時間	時間	時間
平均年間超過勤務時間数	217	383	179

(注) 平均年間超過勤務時間数は、令和4年1月15日現在の在職者のうち、令和3年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者1人当たりの同年1年間の超過勤務時間数である。

第14表 国家公務員の都道府県別在勤人員及び構成比

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)
北海道	14,719人 (5.81%)	石川県	2,428人 (0.96%)	岡山県	3,118人 (1.23%)
青森県	1,869人 (0.74%)	福井県	1,200人 (0.47%)	広島県	6,422人 (2.53%)
岩手県	1,778人 (0.70%)	山梨県	1,102人 (0.43%)	山口県	2,109人 (0.83%)
宮城県	6,646人 (2.62%)	長野県	2,586人 (1.02%)	徳島県	1,325人 (0.52%)
秋田県	1,801人 (0.71%)	岐阜県	2,222人 (0.88%)	香川県	3,329人 (1.31%)
山形県	1,692人 (0.67%)	静岡県	3,471人 (1.37%)	愛媛県	1,879人 (0.74%)
福島県	2,819人 (1.11%)	愛知県	11,808人 (4.66%)	高知県	1,490人 (0.59%)
茨城県	3,841人 (1.52%)	三重県	2,046人 (0.81%)	福岡県	10,436人 (4.12%)
栃木県	2,261人 (0.89%)	滋賀県	1,158人 (0.46%)	佐賀県	1,368人 (0.54%)
群馬県	2,159人 (0.85%)	京都府	4,421人 (1.74%)	長崎県	2,247人 (0.89%)
埼玉県	10,447人 (4.12%)	大阪府	15,896人 (6.27%)	熊本県	4,161人 (1.64%)
千葉県	6,527人 (2.58%)	兵庫県	6,735人 (2.66%)	大分県	1,809人 (0.71%)
東京都	72,823人 (28.74%)	奈良県	1,201人 (0.47%)	宮崎県	1,524人 (0.60%)
神奈川県	8,422人 (3.32%)	和歌山県	1,524人 (0.60%)	鹿児島県	3,163人 (1.25%)
新潟県	3,849人 (1.52%)	鳥取県	1,197人 (0.47%)	沖縄県	5,479人 (2.16%)
富山県	1,437人 (0.57%)	島根県	1,457人 (0.57%)	計	253,401人 (100.00%)

(注) 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第15表 国家公務員の適用俸給表別、級別、号俸別人員

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

行政職俸給表(一) (他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		7	32	1	1	1			1	13
2		6	25	11	1					3
3		4	5		2					2
4		483	109	19	9	11	1		1	3
5	502	141	63	18	16	7			1	4
6		148	128	32	10	9				3
7		52	41	12	8	6			2	8
8	431	1,129	255	40	24	18	1	2	1	2
9	17	124	99	12	17	9	1		2	4
10	6	585	300	54	28	29		1	4	5
11	1	110	91	15	6	11	4		8	7
12	666	1,228	486	82	40	29		1	8	4
13	15	175	140	14	12	8	3		48	7
14	34	1,266	436	74	58	49	1	1	48	15
15	74	189	101	18	4	15	1		58	22
16	1,113	1,197	597	102	61	50	3		81	14
17	16	169	117	28	15	14	6	2	48	19
18	67	1,203	512	99	58	69	4	5	57	19
19	16	164	144	33	9	11	9	10	91	10
20	898	1,172	595	135	49	76	6	32	34	15
21	7	173	131	39	4	15	20	32	40	104
22	174	925	574	139	55	55	9	32	82	
23	10	123	142	38	21	22	18	41	38	
24	601	1,019	725	140	45	87	13	47	45	
25	72	112	166	59	17	33	19	73	56	
26	382	728	595	126	40	87	23	55	33	
27	25	117	173	58	18	39	27	54	47	
28	3,092	636	715	164	57	49	22	144	55	
29	381	89	143	66	35	31	84	105	32	
30	310	500	646	162	44	71	117	100	54	
31	48	64	174	100	44	52	349	144	43	
32	2,596	415	726	185	45	66	464	94	31	
33	289	59	146	112	35	37	263	79	35	
34	647	351	675	219	45	55	229	113	26	
35	70	63	167	146	59	70	377	68	24	
36	2,166	286	671	240	59	66	165	75	36	
37	177	47	156	162	63	79	166	85	11	
38	654	200	622	224	61	71	248	60	15	
39	53	42	171	236	76	61	80	64	11	
40	868	160	676	240	64	70	127	61	16	
41	74	30	171	262	61	79	152	59	70	
42	424	135	603	244	67	74	83	63		
43	24	31	197	303	96	85	97	56		
44	296	102	595	219	75	70	107	42		
45	42	20	168	348	107	85	47	339		
46	128	54	600	250	96	92	68			
47	20	27	231	408	91	116	62			
48	125	42	546	287	87	99	52			
49	21	15	268	514	132	153	49			
50	39	29	519	408	124	466	35			
51	17	17	358	723	133	1,393	32			
52	65	25	461	409	87	821	33			
53	12	10	403	699	136	761	20			
54	13	20	346	563	132	545	31			
55	22	16	431	758	173	762	35			
56	46	18	406	588	145	430	15			
57	11	3	423	788	183	420	17			
58	15	13	317	747	214	421	21			
59	21	5	447	831	241	551	11			
60	28	13	347	639	206	334	13			
61	7	7	418	851	237	411	44			
62	16	9	256	735	235	367				
63	16	3	460	754	234	447				
64	13	11	224	658	241	320				
65	12	4	389	823	305	340				
66	10	11	236	686	263	326				
67	21	7	385	767	357	309				
68	14	13	198	649	424	280				
69	9	7	369	767	778	286				
70	7	6	193	656	588	288				
71	14	5	278	767	543	266				
72	12	6	210	559	792	239				
73	4	11	275	744	889	227				
74	10	2	177	537	632	268				
75	9	1	233	762	1,084	219				
76	7	5	181	437	737	176				

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77	7	11	201	680	769	181				
78	5	4	152	487	623	198				
79	10	8	214	628	775	140				
80	14	4	182	436	531	176				
81	11	10	203	565	627	135				
82	6	2	142	401	485	132				
83	5	7	172	486	536	112				
84	7	2	143	400	438	112				
85	7	3	133	440	461	573				
86	4	3	145	366	384					
87	3	4	137	342	362					
88	21	7	88	363	333					
89	8		175	374	314					
90	3	4	81	275	265					
91	8	2	115	284	243					
92	6	2	69	249	200					
93	36	2	126	1,366	782					
94		2	71							
95		2	82							
96		5	87							
97		2	67							
98		2	67							
99		4	77							
100		2	62							
101		2	77							
102		2	37							
103		1	53							
104		5	50							
105		5	62							
106			32							
107		2	32							
108		1	84							
109		1	35							
110		3	10							
111		1	22							
112		2	16							
113		3	108							
114		1								
115										
116										
117		2								
118		1								
119		2								
120		8								
121		1								
122										
123										
124										
125		29								
計	18,263	16,560	28,398	32,936	20,368	15,823	3,884	2,139	1,293	283

適用職員数	139,947 人
-------	-----------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした(以下第15表の各表において同じ。)

行政職俸給表(二)

〔 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用 〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		1			
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		4			
13					
14					
15		1			
16		2			
17					
18					
19		1			
20		2			
21					
22					
23					
24		5			
25					
26		5			
27		1			
28		7			
29		1			
30		2			
31		2			
32	2	4			
33		2			
34	1	2			1
35		2			1
36	5	2	1		
37		2			4
38		4	1		5
39	3	4	1		4
40	8	7	3		
41		1			5
42	1	2			1
43		9	4		1
44	7	12	1		1
45		2			1
46	2	5	1		1
47	1	14	1		
48	2	8	4		2
49		3			1
50	4	7	2		
51		13	5		
52	1	10	1		2
53	1	11	1		1
54	2	5	2		1
55		18	2		
56	3	8	4		
57		11	4		1
58	1	13	4		
59	1	15	4		
60		14	3		
61	1	11	3	1	1
62	1	16	2		
63		16	4		
64	1	6	6		
65	1	12	10		1
66	1	7	6	1	
67	1	11	13	2	
68	2	9	7		
69		15	10	1	
70	2	7	4	6	
71	2	20	10	2	
72		6	3	5	
73		12	5	5	
74		7	4	6	
75		23	2	6	
76	2	2	9	31	

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5
77		8	5	21	
78	1	8	11	11	
79	1	18	9	18	
80	1	7	8	21	
81		11	5	8	
82		14	6	14	
83		15	11	3	
84	1	7	9	15	
85		11	9	9	
86	2	5	11	14	
87		15	10	6	
88	1	8	16	5	
89		7	16	12	
90		10	12	10	
91		14	9	8	
92	1	10	14	9	
93		9	11	7	
94		10	18	7	
95		11	16	5	
96	1	6	18	6	
97	2	9	12	2	
98	1	2	13	3	
99		5	19	2	
100		7	16	5	
101		10	21	7	
102		2	17		
103		10	27		
104		7	22		
105		9	26		
106		6	22		
107		9	11		
108		2	15		
109		6	21		
110		4	13		
111		6	20		
112		5	12		
113		7	17		
114	1	2	23		
115		3	27		
116		4	18		
117		6	23		
118		2	8		
119		4	19		
120		5	16		
121		2	17		
122		2	11		
123		3	16		
124		2	7		
125		4	10		
126		4	8		
127		2	5		
128		1	9		
129		2	4		
130		4	3		
131		2	4		
132			3		
133		1	8		
134		2			
135		1			
136		1			
137		6			
計	72	799	914	294	35

適用職員数	2,114 人
-------	---------

専門行政職俸給表 (植物防疫官、特許庁の審査官及び審判官、航空管制官等に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2	10	1	1					
3	4							
4	4	11	1					
5		1	2					
6	13	41					1	
7	5	4						
8	1	55	3					
9	2	14	1					
10	20	56	4					
11		3		1				
12	62	47	5	3				
13	26	14	1	12			1	
14	24	53	17	4				
15	8	7	3	27			1	2
16	120	70	25	4			8	
17	26	13	5	1			8	
18	29	68	34	8			1	
19	7	11	6	2			7	
20	114	58	45	7			2	
21	28	10	11	10		4	1	
22	55	77	33	20		1	3	
23	16	13	13	4		2	1	
24	121	59	53	17		1	1	
25	21	11	20	11		1	1	
26	63	67	43	20	1	1		
27	11	18	24	2		4		
28	87	58	47	13	4	5		
29	20	7	12	15	3	4	1	
30	73	41	33	13	7	2	4	
31	13	19	23	7	28	16		
32	87	35	39	10	45	3	1	
33	22	4	19	19	23	2	2	
34	101	32	40	19	29	10	1	
35	17	10	30	10	13	3	1	
36	56	24	34	16	12	6	1	
37	12	7	26	11	17	12		
38	36	19	27	33	10	3		
39	9	6	31	12	14	6	1	
40	35	21	33	21	12	4	3	
41	10	11	32	17	12	4	1	
42	24	13	43	18	11	5		
43	5	5	29	34	18	8		
44	11	14	35	16	8	5		
45	3	5	39	17	15	87		
46	9	13	31	17	12			
47	3	2	40	32	10			
48	7	14	22	49	8			
49	4	3	36	34	14			
50	7	10	40	16	11			
51		4	40	39	13			
52	5	9	25	72	14			
53		5	35	31	17			
54	2	8	31	31	14			
55	1	8	36	24	11			
56	9	6	18	70	16			
57	1	7	33	36	17			
58	2	7	12	42	15			
59	1	2	18	37	16			
60	2	3	25	57	21			
61		6	26	29	164			
62	5	5	17	43				
63		2	36	31				
64	2	3	24	52				
65		2	23	24				
66	1		26	46				
67		1	35	27				
68		1	33	58				
69		3	38	34				
70	1	3	23	47				
71		1	27	27				
72		2	26	47				
73	1		34	33				
74		1	36	45				
75		2	28	35				
76	3		24	40				



職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
77	人	人	人	人	人	人	人	人
78	1		33	193				
79		1	30					
80			36					
81	1	6	26					
82	2		29					
83			24					
84	1		32					
85			16					
86			35					
87			27					
88	2		27					
89			25					
90			250					
91								
92								
93	24							
計	1,508	1,253	2,410	1,852	655	199	52	2

適用職員数	7,931 人
-------	---------

税務職俸給表 (国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2	1									
3										
4	1	1								
5			1		1					
6	1	1	2							
7	183	5	4		3					
8	4	17	4	1						
9	1	244	18	1						
10	207	16	3							
11	212	505	110	3		1				
12	8	28	8			1				
13	1	207	243	14						
14	369	21	25	4		1				
15	424	364	232	66					4	
16	9	38	81	5	2	2			34	
17	2	247	199	137					29	
18	651	61	85	11		1			31	
19	13	357	205	217	2	1			4	
20	6	88	97	21	2	1			1	
21	5	432	198	246	9					
22	659	110	125	34	8	1			1	
23	2	294	277	253	40		1			
24	10	136	193	68	8					
25	1,144	319	284	241	39		1	1	4	
26	540	123	209	77	18					
27	10	285	292	246	62			1	1	
28	113	145	190	107	23	2			2	
29	963	138	289	240	74	1	1	2		
30	386	129	202	118	38	4		22	1	
31	11	120	283	234	67	4		17		
32	202	125	203	130	55	5	1	107		
33	988	94	215	198	66	3	1	131	1	
34	215	110	198	162	65	7	1	119		
35	10	59	230	147	98	10		58		
36	249	95	170	147	83	13		16	4	
37	131	42	137	135	73	16		6	2	
38	85	72	165	145	93	13	1	5		
39	7	29	126	91	69	34	3			
40	224	34	135	156	82	19				
41	103	8	92	95	83	36	2	1	3	
42	72	18	111	133	101	24		1		
43	7	4	80	90	105	43		3		
44	47	4	76	108	82	32		1		
45	79		74	93	89	45	1	9		
46	73	2	49	84	81	28	11			
47	3	1	45	74	100	60	221			
48	3	1	23	78	79	56	150			
49	43	1	55	82	113	67	89			
50	9		28	80	86	62	170			
51	3	1	14	90	109	56	23			
52	2	1	15	57	115	67	17			
53	41		49	87	129	182	126			
54	1		10	52	103	192	30			
55			18	88	114	424	36			
56	1		8	42	109	284	128			
57	13		14	73	112	255	49			
58	6		14	64	139	207	54			
59			24	66	121	312	97			
60	1	1	17	53	158	223	42			
61	3		9	68	139	280	401			
62		1	27	48	143	189				
63			4	60	171	251				
64	1		17	54	128	138				
65	2	4	1	44	178	250				
66	3		19	43	125	147				
67	2		3	46	162	242				
68	2		19	35	147	154				
69	1		5	47	165	241				
70	5		20	25	131	166				
71	2		1	44	176	210				
72			19	18	138	191				
73	34		6	23	190	199				
74			5	18	147	208				
75			2	19	190	222				
76			14	17	168	218				

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			4	24	208	217				
78			11	10	176	265				
79			1	18	234	254				
80			5	14	211	291				
81			3	13	218	255				
82			10	7	236	310				
83			2	12	258	250				
84			2	13	285	332				
85			33	11	279	3,528				
86				10	287					
87				8	294					
88				3	274					
89				5	322					
90				10	272					
91				6	235					
92				5	235					
93				16	1,380					
計	8,609	5,140	6,496	6,038	11,110	11,803	1,657	500	122	0

適用職員数	51,475 人
-------	----------

公安職俸給表(一) (警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1											1
2			1								2
3											
4	22										
5	6				3						
6	150	3		1		1					
7	7			1	1						
8	71	3		1	1	1					
9	7			1		2					
10	128	3	1	4	3		1				
11	13				1	2					
12	175	5	7	10	3	1					
13	11		1	1	1	2					
14	77	2	15	6	4	5					1
15	16	1	1				1			6	
16	177	9	20	9	4	4	1			6	
17	21		3	1	1					12	
18	107	16	8	10	5	2				4	1
19	31	2	2		1	1				5	
20	289	21	21	12	4	4	5			5	
21	12	1	2			1				1	2
22	90	13	11	14	5	6	4			4	
23	22	3	2	1		3	1			3	
24	251	19	17	7	5	6	3			2	
25	10	7	8	2	6	6	1			3	
26	103	15	9	14	9	7	4				
27	29	3	3	3	4	3	2			1	
28	256	35	11	12	5	4	2	2	1	3	
29	6	6	1	3	3	3			1	1	
30	101	19	12	8	9	8	5	1	7	5	
31	24	7	5	6	6	5		1	53	3	
32	250	30	17	13	7	7	4		66		
33	10	6	10	6	4	7	4	1	32	3	
34	123	27	21	13	7	2	7		22	2	
35	21	2	8	11	8	8	1		24	1	
36	232	48	20	14	6	4	4	5	64	3	
37	8	3	5	13	5	9	2	1	31	2	
38	75	39	32	18	7	4	3		36	1	
39	22	4	7	10	9	9	3	1	3	3	
40	248	43	33	17	13	3	3		8	1	
41	16	2	13	13	11	7	5	2	1	6	
42	65	50	29	16	9	3	4	3	4		
43	22	6	7	13	10	8	7	3	5		
44	251	49	44	26	14	4	3	6	5		
45	12	7	13	14	15	8	12	9	29		
46	83	51	31	18	14	8	5	4			
47	33	9	12	7	13	7	8	38			
48	242	95	37	26	16	4	5	16			
49	15	21	17	17	18	7	4	10			
50	95	77	28	23	22	6	5	46			
51	23	15	11	19	32	6	11	29			
52	193	91	40	24	37	4	15	22			
53	19	19	15	18	25	8	12	21			
54	90	81	35	28	28	5	18	10			
55	26	23	18	17	29	8	27	15			
56	191	113	43	23	20	9	16	24			
57	22	22	20	23	29	11	18	13			
58	82	86	36	26	15	8	14	5			
59	31	20	16	26	26	5	20	11			
60	130	138	31	35	17	2	11	3			
61	12	16	18	27	36	8	20	31			
62	69	101	24	28	16	4	11				
63	36	33	13	29	38	9	13				
64	111	132	26	24	32	8	13				
65	9	31	7	45	27	23	8				
66	63	133	34	21	25	11	15				
67	25	42	19	36	27	8	17				
68	74	140	29	28	39	15	5				
69	9	37	17	49	49	15	9				
70	40	111	29	27	25	9	7				
71	18	56	17	33	19	16	16				
72	50	111	20	32	35	21	4				
73	5	51	17	39	30	19	9				
74	30	114	10	35	21	15	8				
75	11	64	20	49	24	14	10				
76	30	102	21	45	17	16	8				

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
77	9	51	16	48	21	14	10				
78	18	97	15	32	14	16	10				
79	7	86	17	44	10	25	7				
80	10	87	9	30	9	16	10				
81	6	86	24	34	17	19	7				
82	15	89	11	31	10	15	4				
83	8	81	22	45	11	31	8				
84	10	77	12	26	10	20	2				
85	2	93	20	39	5	21	71				
86	7	83	17	36	8	16					
87	2	66	15	40	4	12					
88	7	84	7	29	6	18					
89	3	91	16	55	8	25					
90	1	74	8	30	3	19					
91	1	91	20	37	2	20					
92		78	17	39	1	9					
93	2	83	24	32	30	131					
94	3	59	18	29							
95	3	87	27	51							
96	1	55	30	87							
97	2	70	38	77							
98	1	50	27	28							
99	3	85	30	44							
100		48	40	76							
101	2	71	49	27							
102	1	49	35	23							
103		53	44	30							
104		39	54	27							
105	1	73	64	29							
106	1	41	63	13							
107		64	75	24							
108		50	70	21							
109		64	70	24							
110		40	55	21							
111		56	87	17							
112		44	61	9							
113		46	73	22							
114		40	54	15							
115		48	92	15							
116		25	67	11							
117		48	86	19							
118		29	72	9							
119		43	79	12							
120		20	50	12							
121		62	89	10							
122		36	73	6							
123		46	75	8							
124		27	57	9							
125		32	79	83							
126		25	65								
127		38	68								
128		29	47								
129		32	65								
130		22	67								
131		31	63								
132		17	47								
133		29	34								
134		11	35								
135		15	35								
136		13	26								
137		32	33								
138		17	26								
139		31	25								
140		26	29								
141		18	108								
142		14									
143		16									
144		24									
145		105									
計	5,560	6,186	4,057	2,716	1,179	890	583	334	392	85	7

適用職員数	21,989 人
-------	----------

公安職俸給表(二) (検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3	1									
4	2	45	1							
5	2	7								
6		26	4							1
7	114	8								
8	121	195	5	2						
9	1	34	5							
10	126	123	12		1					
11	49	15	6	1						
12	251	253	17	1	2					
13	4	29	12	2	1					
14	180	179	25	2	1					
15	13	17	14	7					4	
16	254	214	91	1	3				2	
17	8	40	23	3					7	
18	153	206	101	1		1			1	
19	8	28	14	8	1				17	
20	321	204	116	1	1				9	
21	14	38	16	10	1				15	
22	167	194	108	4	2	2			3	
23	11	36	22	4	1		1		4	
24	591	183	140	5	1					
25	68	34	23	12	2	1			4	
26	179	186	143	5	2				1	
27	15	35	29	10	1		1			
28	542	201	150	4	2	1			1	
29	55	35	21	14	4		2			
30	214	180	153	7	4	2	1	11	1	
31	20	22	14	17	4	3	1	25		
32	414	89	166	16	3	5	2	35		
33	39	20	30	13	5	2	1	17	1	
34	219	102	167	18	3	3	1	12		
35	28	21	35	20	3		2	17		
36	178	92	162	5	3	1	6	9		
37	25	22	42	20	5	6	4	4	1	
38	109	64	203	14	3	2	3	28		
39	23	23	40	27	1	2	5	5	1	
40	81	58	168	23	1	4	6	5	1	
41	13	16	52	38	3	2	7	13	1	
42	57	43	145	25	5	5	10	4		
43	13	20	37	41	9	9	12	8		
44	33	52	124	34	4	3	51	14		
45	9	7	52	43	9	7	75	71		
46	13	31	133	49	5	4	36			
47	8	14	52	51	9	4	51			
48	15	29	120	56	1	8	49			
49	11	11	66	58	6	5	27			
50	6	26	86	68	6	11	30			
51	1	13	78	98	8	15	18			
52	5	18	94	84	12	65	14			
53	4	9	71	116	11	132	16			
54	2	23	80	89	8	66	16			
55	2	10	82	134	13	106	13			
56	8	8	70	91	9	46	16			
57	8	8	68	123	16	66	11			
58	3	7	63	86	5	47	9			
59	3	4	55	126	16	63	8			
60	4	6	51	102	23	36	8			
61	3	5	75	140	21	44	74			
62	1	3	53	100	20	36				
63	1	3	54	110	30	47				
64		4	48	102	20	24				
65	1	1	59	137	31	52				
66	1	3	37	101	25	31				
67	1		58	109	40	47				
68	1	1	38	111	40	24				
69		1	63	114	32	37				
70		4	41	116	41	23				
71	2	1	52	95	47	31				
72	3	1	40	87	64	18				
73		1	41	116	50	29				
74	1	1	43	93	35	11				
75	1	2	34	102	40	25				
76		2	55	94	59	15				

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77		1	36	91	52	15				
78		3	36	84	37	15				
79		2	49	81	44	28				
80	1		26	62	43	18				
81	1		36	85	47	7				
82		4	29	71	48	12				
83			49	78	97	12				
84	1	1	22	61	46	11				
85			35	68	32	65				
86	2	1	30	49	37					
87			32	64	50					
88		3	21	69	30					
89	7	2	34	56	38					
90			25	50	25					
91		2	33	43	33					
92		1	21	47	24					
93		2	28	327	106					
94		1	31							
95		3	20							
96		39	23							
97		9	23							
98		3	16							
99		6	20							
100		1	21							
101		14	166							
計	4,846	3,746	5,511	4,903	1,623	1,412	587	278	74	1
適用職員数									22,981 人	

海事職俸給表(一) (遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、  
機関士等に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1		1					
2							
3							
4							1
5		1					
6		1					1
7							
8		6					
9		1					
10		2					
11							
12		7					
13							
14	1						
15							
16	1	1					
17		1					
18	1	2					
19		1					
20	2		1				
21		1					
22		1					
23							
24		2					
25		1				3	
26		1	3				
27		1		1		4	
28			1	1		3	
29				1		1	
30		6	1			1	
31		2	1				
32		5	2	1			
33			2				
34		1	2	1			
35			1				
36		1	1				
37			1	1		1	
38			3	1			
39						1	
40		2	1	1			
41				1			
42							
43		2	1			1	
44		1	2			1	
45			1	1			
46			1	4			
47					1		
48		2	2		1		
49				1	1	1	
50		1	1		1	1	
51				2	2		
52				1	1		
53			2	1	1	1	
54					2		
55				3	1		
56			2	3			
57			1	5			
58		1		1	1		
59			1	1	1		
60			1	5	1		
61				1	1		
62				3	1		
63				1			
64		1					
65			1	3			
66				1			
67		1		1	1		
68			1	1			
69					1		
70							
71			1	1			
72							
73					2		
74				1			
75							
76							



職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78							
79			1				
80				1			
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88			1				
89				4			
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	5	57	41	55	20	19	2

適用職員数	199 人
-------	-------

海事職俸給表(二)

(船舶に乗り組む職員で海事職俸給表(一)の適用を受けないものに適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15		1				
16		3				
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23		1				
24		2				
25						
26		1				
27						
28	8	1				
29	1					
30		4				
31		2				
32	9	4				
33		1				
34	2	2				2
35						4
36	5	6	1			
37						2
38		1	1			
39		1				1
40	4	4				
41		1				
42	3	3	1			
43		1	1			
44	3	3	1			
45		1	1			
46	1	2				
47			3			
48	1	5	2			
49		1				
50	1	1				
51		1				
52		4	2			
53		1	2			
54		1	1			
55		1	1			
56		4	1			
57						
58		3	1			
59		1	1			
60		5	1			
61			4		1	
62						
63		3	2	2	1	
64		1	1			
65		1	1	1		
66		2	5	1		
67		1	1	2		
68		1	1			
69				5		
70		5	2			
71		1	2		1	
72			3	1		
73			1			
74			1			
75		1				
76		1	1	3		

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78		2	2	2		
79			1	1		
80		2		2	1	
81			4		5	
82		1	1	2	2	
83			1		1	
84		1	3	2	4	
85	1			1	2	
86		1	2	2	4	
87			3	2		
88			1	1	5	
89				3	23	
90		1	3	3		
91		1		2		
92			1	1		
93						
94			1	1		
95			1	1		
96				3		
97						
98			1	1		
99				1		
100				2		
101			1			
102				1		
103				5		
104				3		
105		4	1	1		
106				2		
107			1	1		
108				2		
109				8		
110						
111						
112			1			
113			2			
計	39	103	77	70	50	9
					適用職員数	348 人

教育職俸給表(一)

〔 大学に準ずる教育施設に勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員等に適用 〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
1	人				人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8		1			
9					
10					
11					
12	1				
13		1			
14	1				
15					
16		1			
17					
18		1			
19					
20					
21					
22		1			
23					
24	1				
25		1			
26					
27		1			
28	1				
29				1	
30	1				
31				1	
32		1			
33					
34					
35				3	
36			1	1	
37				1	
38				1	
39				1	
40		2		1	
41		1			
42	1				
43		1		1	
44		1		1	
45					
46			1	1	
47	1			3	
48	1				
49			1		
50	2	2			
51			1		
52		1			
53		2	2		
54			2	2	
55				1	
56				1	
57			1		
58		1	1		
59			1		
60			1	1	
61					
62		1		1	
63				1	
64		1		1	
65			1		
66					
67					
68		1		2	
69			1		
70		1			
71					
72					
73					
74					
75		1		2	
76					

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5
77					
78			1		
79					
80					
81			1		
82					
83			1		
84					
85			1		
86					
87			2		
88					
89			4		
90					
91					
92	1				
93		1			
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	11	27	28	24	0

適用職員数	90 人
-------	------

教育職俸給表(二)

〔 高等専門学校に準ずる教育施設に勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員等に適用 〕

職務の級 号俸	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18	1		
19			
20			
21			
22		1	
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30		1	
31			
32		2	
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39		1	
40			
41			
42			
43		1	
44			
45			
46		1	
47			
48			
49			
50		1	
51			
52			
53		1	
54			
55			
56			
57		1	
58			
59		1	
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69		2	
70			
71			
72			
73			
74			
75		1	
76			

職務の 級 号俸	1	2	3
77			
78			
79		1	
80			1
81		1	
82			
83			
84		1	
85			
86		1	
87		1	
88		1	
89		2	
90			
91			
92		1	
93		1	
94			
95			
96			
97			
98		2	
99		1	
100			
101			
102		1	
103		2	
104		1	
105		2	
106			
107		1	
108		1	
109		1	
110		1	
111		1	
112			
113		2	
114		1	
115		1	
116		1	
117		2	
118			
119		1	
120			
121		1	
122		2	
123		1	
124			
125		15	
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
計	1	65	1
適用職員数			67 人

研究職俸給表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6		1		1		
7				1		
8		1				
9						
10						
11						
12		1	1			
13				1		
14					1	
15					1	
16		3	1	1		
17		3				
18		2	1			
19					2	
20		6	3	1		
21		1	5		1	
22				1	1	
23			1	1		
24		11	2	3		
25		1	1	2	2	
26	1	2	7	2	2	
27		1	6	1	5	
28	1	10	8	1	3	
29		2	4	1	5	
30		6	6	4	2	
31		1	4	3	15	
32	1	3	4	3	7	
33		4	5	7	6	
34	1	2	10	4	12	
35		2	5	11	5	
36	3	4	7	7	11	
37		2	2	6	5	
38	1	4	7	6	10	
39		2	9	4	15	
40		9	2	7	14	
41		4	6	8	6	
42		2	7	7	7	
43		5	6	8	8	
44	1	11	12	10	12	
45		10	11	10	16	
46	1	6	8	6	5	
47		5	8	8	13	
48	1	9	10	13	15	
49		2	4	13	11	
50		5	4	10	19	
51		4	6	8	14	
52	1	2	6	8	10	
53		4	8	6	11	
54		4	6	9	7	
55		4	2	6	11	
56		3	3	6	7	
57		5	2	10	12	
58		11	2	10	10	
59		2	6	6	8	
60		8	8	9	9	
61		1	6	8	6	
62		3		6	5	
63		2	2	6	2	
64		5	1	5	5	
65			6	4	7	
66		2	3	10	2	
67		3	5	10	4	
68		2		1	3	
69		4	4	6	7	
70		3	4	4	2	
71		3		7	3	
72		1	2	9	2	
73		3	4	63	28	
74		3				
75		1	5			
76			4			



職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6
77			4			
78			1			
79			5			
80			3			
81		1	4			
82			1			
83		1	2			
84			2			
85			1			
86		2	1			
87		1	1			
88		1	1			
89		1	16			
90						
91		2				
92		1				
93						
94		1				
95		1				
96						
97		1				
98		1				
99		1				
100		2				
101		1				
102		2				
103						
104						
105						
106						
107						
108		2				
109						
110						
111		1				
112						
113		1				
114						
115		1				
116						
117		1				
118						
119						
120						
121	1	2				
計	13	254	312	389	412	0

適用職員数	1,380 人
-------	---------

医療職俸給表(一) (病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5
1					人 1
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			1		
13					1
14			2		1
15					
16	1		1		
17				1	
18	1				1
19	1		1		1
20	4		2		
21			4		
22	1		2		
23			1		
24	3		4		
25	2				2
26	1		1		1
27			3	1	1
28	6		4	1	1
29	1			1	
30	1		3		
31	2		2		
32	10		1		
33	1		2		
34	3		5		1
35	2		5	1	
36	11		4	2	2
37	1		4	1	1
38	1		2	4	3
39	3		1	1	2
40	6				3
41	2		1	3	1
42	1		3		1
43			3	1	2
44	3		1	3	2
45			3	5	4
46			3	2	1
47	2		3	3	3
48	1		2	7	
49			3	5	2
50	1		3	5	2
51			1	8	1
52	1		2	9	1
53			1	7	1
54	1		3	11	2
55			3	7	1
56	1		2	9	2
57	3		5	8	
58	2		3	14	3
59			2	8	
60	1		6	7	2
61			1	14	
62	1		5	10	
63			2	2	
64			1	5	1
65	3			10	1
66			2	7	
67			1	1	
68			3	4	
69			3	2	
70			2	3	
71			2	3	
72			2	3	
73			2	3	
74			1	3	
75			2	2	
76			3	3	

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5
77		2	4		
78		1	2		
79		4	2		
80		1	3		
81		4	2		
82		1	1		
83		1			
84		4			
85		3			
86		3	3		
87		5			
88		4			
89		1	3		
90		4			
91		6			
92		16			
93		3			
94		2			
95					
96		3			
97		22			
計	85	233	232	52	5

適用職員数	607 人
-------	-------

医療職俸給表(二) (病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用)

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7		2						
8		2						
9								
10								
11								
12		1						
13								
14		1						
15		3						
16		1						
17			1					
18		1	1					
19		1						
20		1	1					
21								
22		1						
23								
24		3						
25		2						
26	1							
27		1						
28	1							
29		2						
30		2						
31		2	2					
32		5						
33		2						
34		2	1			2		
35		4	1					
36		5	1	1				
37		1	1		1			
38		2				1		
39		5	1					
40		10	2					
41		5	2					
42		1	1					
43		4				1		
44		5	3		2			
45		2	3			1		
46	1	6	1			2		
47		9		1		1		
48		7	2			1		
49	1	7	1	2		1		
50		3	1			1		
51		4	2					
52		5	1					
53		2	3			2		
54		4	1			1		
55		4	3					
56		4	1	1		1		
57	1	5	2	1		1		
58		4	2					
59		2	1			1		
60		5						
61			3	1		1		
62		4	3					
63			7	1				
64	1	1						
65		3	1	2				
66		5	4	3				
67		4	7	2		1		
68		3	4	1				
69			3	1				
70		2	2	1				
71	1	3	5	1		2		
72		3	2	3		1		
73		3	6	1				
74				5				
75		3	2	1				
76		2		1				

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
77		2	1	1				
78		3	2	2				
79		2	3	1				
80		1	1	1				
81		1	1	1				
82		2	2	1				
83		4	1	2				
84				1				
85		2	1	2				
86		1	1	2				
87		1	2	1				
88		2	1	2				
89			2					
90		1		2				
91		2	3	1				
92		1		2				
93			1	4				
94		1		2				
95		2	3					
96			2					
97		1	2	1				
98		1	2	1				
99		1	1					
100		2						
101			2	3				
102			3					
103		2	4					
104				1				
105		17	3	3				
106								
107			1					
108			2					
109			2					
110			1					
111			1					
112			2					
113			8					
計	7	238	152	69	19	5	0	0

適用職員数	490 人
-------	-------

医療職俸給表(三) (病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4		3					
5							
6							
7							
8	1	4					
9							
10		1					
11		1					
12		5					
13							
14		1					
15							
16		15					
17		1					
18		1					
19		3					
20	1	6					
21		3					
22		3					
23		5					
24		11					
25		2					
26		1					
27		8					
28		11					
29		3					
30		6					
31	1	10					
32		3	1				
33		11					
34		6	1				
35		8					
36		9					
37		5					
38		9					
39		8	1				
40		5				1	
41		12				1	
42		2				2	
43		12	1				
44	1	13					
45	1	9	1				
46		10					
47		8		1			
48		18					
49		7					
50		11	2				
51		12	1	1			
52		13					
53	1	7				1	
54	1	6					
55		11					
56		13					
57		11	3	2			
58		10					
59		10	1	1			
60		12	1				
61		7	1				
62		10					
63		9	2				
64		19	2				
65		20	1				
66		17					
67		16	2	3			
68		19	2		1		
69	1	12		1	1		
70		14	1				
71		12	5		1		
72		18	2		2		
73		19	1	1			
74		17					
75	1	21	1	1			
76		12					

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7
77		19	3	2			
78		26	4				
79		8	6		2		
80		10	2				
81		26	2	2	2		
82		21	3				
83	1	26	4	2			
84		17	4	1			
85		20	5	3	1		
86		17	3	2			
87	1	22	7	1			
88	1	18	8	2			
89	1	18	7	2			
90		16	9	1			
91		23	6	2			
92		14	5	1			
93	1	21	3	2			
94	1	17	1	2			
95		24	3	2			
96		20	2	2			
97		17	3	2			
98		20	4				
99	1	22	4	1			
100		19		1			
101	1	19	5	3			
102		22		5			
103	1	18	3				
104		18		1			
105	1	22	1	5			
106		8	1	3			
107		16	2	1			
108	1	12	2	2			
109	2	22	3	1			
110		10	6				
111	1	19	1				
112	2	11	1	1			
113	1	16	1	3			
114		13	1				
115	1	9	1				
116	1	16					
117	1	8					
118		9	3				
119	1	11	2				
120		9					
121		12					
122	1	8					
123	1	9					
124	1	11					
125		9	6				
126	1	12					
127	1	10					
128		7					
129		4					
130	1	4					
131		5					
132		5					
133		10					
134		4					
135	1	8					
136	2	1					
137		2					
138	1	6					
139		3					
140		2					
141		4					
142	1	2					
143	3	1					
144	1	1					
145	1	1					
146		3					
147	1	1					
148	1	4					
149	1	2					
150	1						
151		1					
152		1					

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154		10					
155							
156							
157	1						
158	1						
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169	1						
計	53	1,529	170	69	10	5	0

適用職員数	1,836 人
-------	---------



福祉職俸給表

〔 障害者支援施設、児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用 〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12						
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19		2				
20		2				
21						
22						
23		2				
24		1				
25						
26	1					
27	1					
28	2	1				
29		1	1			
30		2				
31	1	1				
32		1	2	1		
33			1	1		
34	1		1			
35		1		2		
36	2	2		1		
37	1	1	2	1		
38	1	1				
39	1			2		
40			1	1		
41		2		2		
42		3	1			
43				3		
44	3	3				
45		1		4		
46	1	1	1	1		
47			1	1		
48		4	3	1		
49			1	2		
50		1			1	
51		1		1	7	
52	2	2		1	1	
53	1		1	3		
54	2			1		
55		1		2	1	
56		1		2		
57				2	1	
58		1		2		
59		1		2		
60		1	1	2		
61	2	2	1	1	1	
62					1	
63			1	1		
64	3	1		1		
65		1		2		
66		2			1	
67		1	1	1	1	
68		1	1			
69	1	3				
70			1	1	1	
71		2		2		
72	3	4				
73						
74						
75		1		3		
76	2	1		1		

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6
77	人 2	人 2	人 1	人 1	人	人
78		2	1	1		
79	2	1				
80	2		1			
81	1					
82	2		2			
83					1	
84		1				
85	2	1				
86	1	2				
87	1					
88	1	2				
89						
90	1				1	
91	1					
92					1	
93					5	
94						
95						
96	1	2				
97		1				
98	1					
99	1					
100		1				
101	1					
102	1					
103	1					
104	1					
105						
106	1					
107						
108						
109						
110						
111						
112	1					
113						
114						
115						
116		1				
117						
118	1					
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125	1					
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	58	78	27	63	16	0

適用職員数	242 人
-------	-------

専門スタッフ職俸給表

行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員に適用

職務の 号俸 級	1	2	3	4
1				人 7
2		人 8	人 1	2
3		3	1	
4		2		
5		4	6	
6		5	3	
7		6	8	
8		8	15	
9		9	3	
10		8	5	
11		5	2	
12		3	3	
13		6	1	
14		2	1	
15		3		
16		1	3	
17		1	3	
18		2		
19		1	2	
20		1		
21		1	8	
22				
23		10		
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39	1			
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54	1			
55				
56				
57				
58				
59	1			
60	1			
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68	1			
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75	2			
76	2			
77	2			
計	11	89	65	9

適用職員数 174 人

指定職俸給表 ( 事務次官、外局の長、本省の局長、規模の大きい試験所、研究所、病院又は療養所の長等の官職を占める職員に適用 )

号 俸	人 員
	人
1	
2	146
3	488
4	164
5	91
6	19
7	31
8	19

適用職員数	958 人
-------	-------

特定任期付職員俸給表 ( 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 )

号 俸	人 員
	人
1	30
2	45
3	84
4	181
5	62
6	20
7	6
( 950,000)	1
( 1,070,000)	3
( 1,175,000)	

適用職員数	432 人
-------	-------

(注) ( )内は、俸給月額(単位:円)を示す。

第一号任期付研究員俸給表 ( 招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用 )

号 俸	人 員
	人
1	55
2	10
3	
4	
5	
6	

適用職員数	65 人
-------	------

第二号任期付研究員俸給表 ( 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用 )

号 俸	人 員
	人
1	65
2	7
3	4

適用職員数	76 人
-------	------

第16表 再任用職員の適用俸給表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

俸給表	級											
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
行政職俸給表(一)	2,777	6	281	1,685	512	178	93	18	3	1		
行政職俸給表(二)	326	2	164	158	2							
専門行政職俸給表	155	2	127	24	2							
税務職俸給表	1,534			595	692	234	12	1				
公安職俸給表(一)	1,060	259	401	167	94	58	80	1				
公安職俸給表(二)	963		148	387	179	91	105	46	7			
海事職俸給表(一)	5		2	1			2					
海事職俸給表(二)	21		13	3	1	3	1					
教育職俸給表(一)	9	3		6								
研究職俸給表	44		12	11	19	2						
医療職俸給表(二)	20		14	6								
医療職俸給表(三)	36	6	30									
福祉職俸給表	3		1		2							
専門スタッフ職俸給表	46	4	18	22	2							
俸給表計	6,999											
60歳	1,767											
61歳	2,042											
62歳	1,662											
63歳	930											
64歳	598											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

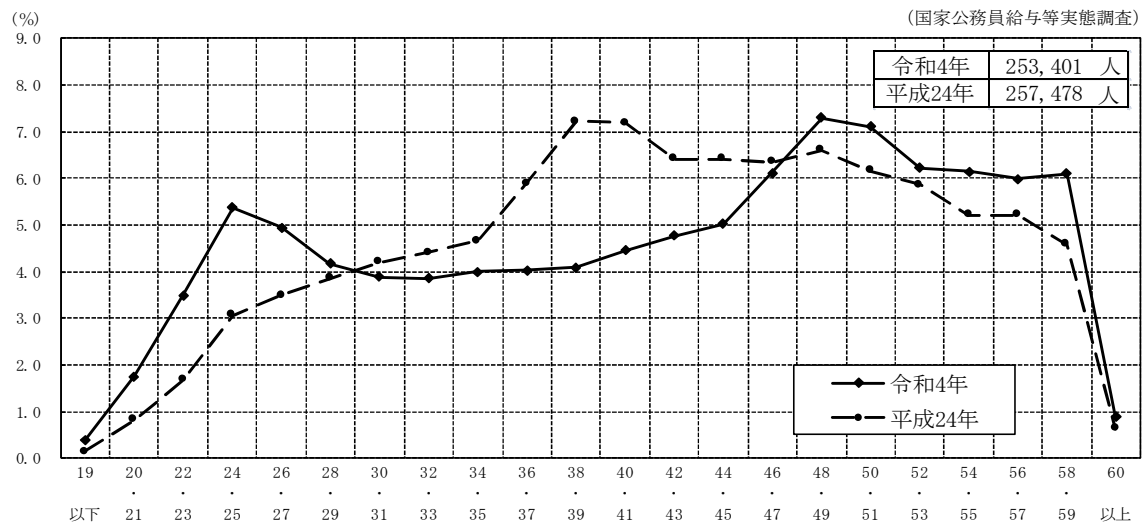
その2 短時間勤務職員

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

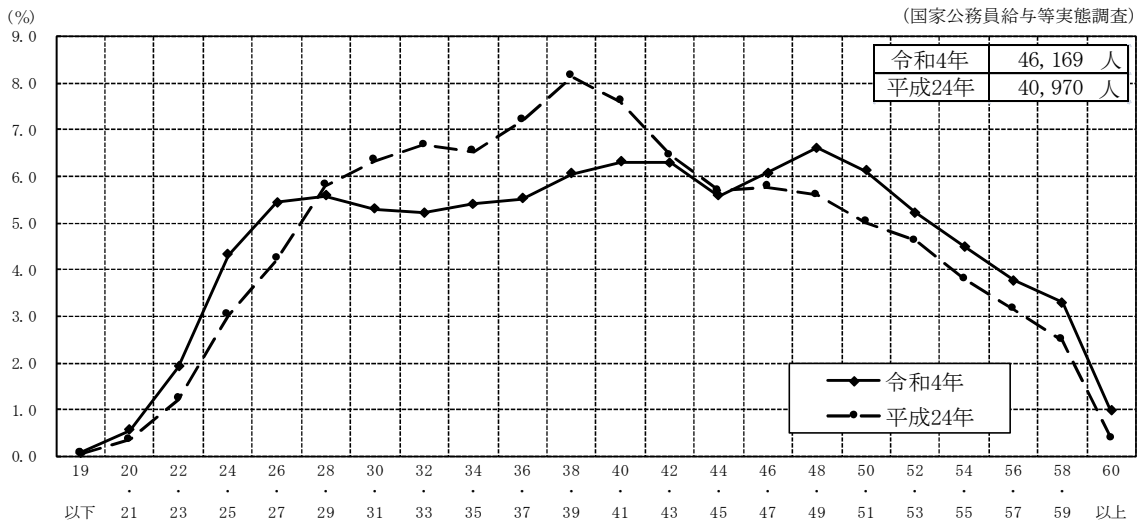
俸給表	級											
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
行政職俸給表(一)	7,765	21	529	4,715	1,607	746	144	3				
行政職俸給表(二)	150		106	44								
専門行政職俸給表	63	1	23	39								
税務職俸給表	914			346	255	193	120					
公安職俸給表(一)	298	133	144	18	3							
公安職俸給表(二)	799		199	433	15	137	15					
海事職俸給表(一)	6		6									
海事職俸給表(二)	8			6	1	1						
教育職俸給表(一)	3	3										
教育職俸給表(二)	10		10									
研究職俸給表	26		4	7	4	11						
医療職俸給表(二)	27		26	1								
医療職俸給表(三)	82	18	64									
福祉職俸給表	10		1	1	8							
専門スタッフ職俸給表	2		2									
俸給表計	10,163											
60歳	1,939											
61歳	2,196											
62歳	2,271											
63歳	2,000											
64歳	1,757											

第17表 組織区分別、年齢階層別人員構成比（全職員）（令和4年と平成24年との比較）

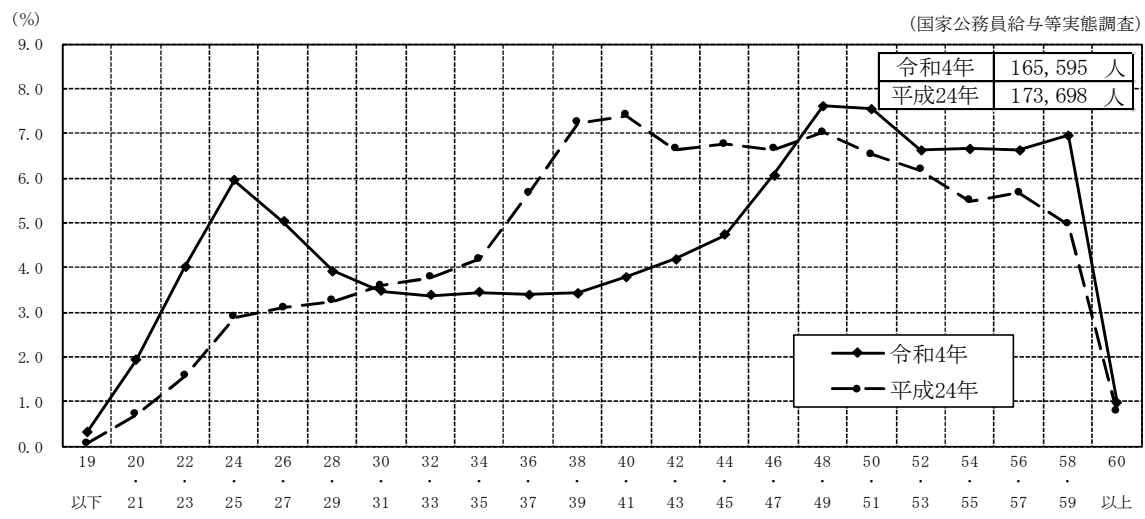
その1 全組織



その2 本府省



その3 地方機関



(注) 地方機関とは、管区機関、府県単位機関及びその他の地方支分部局をいう。

## 2 民間給与関係

### 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった人事院の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職国家公務員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所 54,866事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種 54職種（行政職（一）相当職種22職種 その他の職種32職種）

#### (4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、都道府県等別に組織、規模、産業により829層に層化し、これらの層から11,841事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第18表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集計

① 調査実人員は、行政職（一）相当職種が433,725人（初任給関係 27,856人、初任給関係以外 405,869人）であり、その他の職種が19,758人（初任給関係 664人、初任給関係以外 19,094人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は3,541,021人であり、このうち、行政職（一）相当職種は3,352,731人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 集計については、その一部分を独立行政法人統計センターに依頼した。

第18表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和4年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	9,688	1,730	1,212	1,126	3,955	1,665
農業、林業、漁業	25	0	1	0	9	15
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	774	138	69	87	252	228
製造業	4,273	558	557	532	1,902	724
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	1,814	360	236	173	736	309
卸売業、小売業	740	112	120	114	316	78
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	392	155	78	38	102	19
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	1,670	407	151	182	638	292

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が192所、調査不能の事業所が1,961所あった。
- 2 調査対象事業所11,841所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所192所を除いた11,649所に占める調査完了事業所9,688所の割合(調査完了率)は、83.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。



その2 地域別、企業規模別調査事業所数

(令和4年職種別民間給与実態調査)

地 域	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
地 域 計	9,688	1,730	1,212	1,126	3,955	1,665
北 海 道 ・ 東 北	1,236	201	117	128	506	284
関 東 甲 信 越	2,201	428	305	262	856	350
東 京 都	788	151	117	119	310	91
中 部	1,464	248	196	187	595	238
近 畿	1,374	318	181	172	523	180
中 国 ・ 四 国	1,316	187	163	139	576	251
九 州 ・ 沖 縄	1,309	197	133	119	589	271

(注) 各地域に含まれる道府県は、次のとおりである。

- 「北海道・東北」… 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 「関東甲信越」…… 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- 「中部」…………… 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 「近畿」…………… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 「中国・四国」…… 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 「九州・沖縄」…… 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第19表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
			円	円	円	円	
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	234,747	238,052	229,943	* 231,304	
		大学卒	207,878	211,512	205,707	200,341	
		短大卒	183,878	187,819	181,522	178,215	
	新卒技術者	大学院修士課程修了	232,336	236,666	225,230	226,384	
		大学卒	210,758	216,070	207,549	206,871	
		短大卒	190,616	191,650	189,863	189,345	
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	233,227	237,160	227,033	228,553	
		大学卒	208,990	213,078	206,461	203,336	
		短大卒	188,026	190,207	186,659	184,705	
		高校卒	170,766	172,352	169,585	170,145	
	そ の 他	新卒船員	海上技術学校卒	* 199,626	—	* 207,164	* 185,807
		新卒大学助教	大学卒	* 226,325	—	* 226,325	—
新卒高等学校教諭		大学卒	219,598	* 222,392	218,749	* 218,840	
新卒研究員		大学卒	212,722	210,546	214,662	* 213,373	
新卒研究補助員		短大卒	* 201,355	* 198,670	* 202,183	—	
		高校卒	187,436	* 179,163	* 193,156	—	

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第20表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	729	54.0	766,149	2,502	763,647	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模50人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	440	53.4	786,395	3,172	783,223		
	短大卒	45	51.6	677,885	783	677,102		
	高校卒	239	55.7	746,661	1,244	745,417		
	中学卒	5	50.5	634,983	11,803	623,180		
	工場長	474	54.4	729,819	2,577	727,242	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	299	54.4	771,263	2,633	768,630		
	短大卒	30	54.4	667,092	1,355	665,737		
	高校卒	143	54.5	644,171	2,661	641,510		
	中学卒	2	50.7	644,622	3,291	641,331		
	事務部長	14,092	53.0	711,958	2,864	709,094	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	10,723	52.9	733,340	2,514	730,826		
	短大卒	1,028	52.9	632,354	3,155	629,199		
	高校卒	2,309	53.5	608,879	5,043	603,836		
	中学卒	32	51.3	561,967	7,278	554,689		
技術部長	9,561	53.4	725,370	3,417	721,953	同上	同上	
大学卒	6,840	53.4	754,157	3,183	750,974			
短大卒	866	53.4	656,137	3,030	653,107			
高校卒	1,834	53.4	614,756	4,798	609,958			
中学卒	21	53.2	564,551	8,138	556,413			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	5,269	51.8	673,856	5,873	667,983	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	4,162	51.7	692,839	5,974	686,865		
	短大卒	382	51.7	568,868	4,016	564,852		
	高校卒	722	53.3	546,123	5,929	540,194		
	中学卒	3	55.4	502,143	0	502,143		
	技術部次長	3,469	51.8	673,748	5,492	668,256	同 上	同 上
	大学卒	2,439	51.7	699,334	5,217	694,117		
	短大卒	352	51.7	605,219	3,612	601,607		
	高校卒	666	52.3	567,815	8,263	559,552		
	中学卒	12	53.3	510,154	5,749	504,405		
	事務課長	28,825	49.5	600,209	13,783	586,426	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	同 上
	大学卒	20,142	48.9	615,657	15,015	600,642		
	短大卒	2,435	50.7	537,410	8,199	529,211		
	高校卒	6,164	52.0	546,702	9,730	536,972		
	中学卒	84	49.5	478,686	8,315	470,371		
	技術課長	24,734	49.2	599,719	16,468	583,251	同 上	同 上
	大学卒	16,001	48.5	615,129	15,250	599,879		
	短大卒	2,546	50.1	577,950	28,232	549,718		
	高校卒	6,108	51.5	547,018	15,290	531,728		
	中学卒	79	50.1	512,712	18,598	494,114		

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	11,559	46.6	558,486	56,041	502,445	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	8,099	45.7	572,343	60,779	511,564		
	短大卒	1,182	49.7	495,063	43,829	451,234		
	高校卒	2,257	50.6	511,096	33,567	477,529		
	中学卒	21	45.2	439,237	25,786	413,451		
	技術課長代理	7,444	46.5	545,615	42,377	503,238	同上	同上
	大学卒	4,889	45.4	555,811	40,440	515,371		
	短大卒	760	49.1	522,402	50,411	471,991		
	高校卒	1,772	50.3	507,792	47,427	460,365		
	中学卒	23	52.5	544,193	74,060	470,133		
	事務係長	30,339	45.0	481,262	56,258	425,004	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	17,842	43.3	496,271	58,116	438,155		
	短大卒	3,772	47.6	438,295	52,486	385,809		
	高校卒	8,620	48.8	458,092	52,497	405,595		
	中学卒	105	48.1	427,244	65,250	361,994		
	技術係長	24,943	45.0	502,917	82,909	420,008	同上	同上
	大学卒	12,794	42.8	507,326	85,333	421,993		
	短大卒	2,782	46.6	487,542	77,502	410,040		
	高校卒	9,222	49.0	499,064	79,798	419,266		
中学卒	145	50.9	536,344	94,329	442,015			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	26,175	42.2	405,763	50,096	355,667	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表2企業規模50人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	14,974	39.8	416,008	54,475	361,533		
	短大卒	3,769	46.0	378,020	39,890	338,130		
	高校卒	7,336	47.1	391,347	42,881	348,466		
	中学卒	96	46.4	386,883	48,462	338,421		
	技術主任	23,996	42.6	441,552	73,633	367,919	同上	同上
	大学卒	13,084	40.8	441,025	74,437	366,588		
	短大卒	2,724	44.2	416,576	64,254	352,322		
	高校卒	8,026	45.9	450,220	74,195	376,025		
	中学卒	162	49.8	523,287	115,431	407,856		
	事務係員	107,721	36.9	337,376	40,784	296,592		同上
	大学卒	59,659	34.1	346,477	44,863	301,614		
	短大卒	15,670	43.0	326,106	32,381	293,725		
	高校卒	32,045	41.7	316,302	33,271	283,031		
	中学卒	347	43.2	328,573	43,127	285,446		
	技術係員	86,539	35.4	359,588	58,169	301,419		同上
	大学卒	46,604	33.3	364,850	60,988	303,862		
	短大卒	10,485	37.8	354,970	54,939	300,031		
	高校卒	29,123	38.6	350,592	53,657	296,935		
中学卒	327	45.7	352,648	52,160	300,488			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	649	54.2	789,031	2,392	786,639	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職(一) 9級、10級
	大 学 卒	395	53.4	807,872	3,265	804,607		
	短 大 卒	34	52.8	732,132	1,228	730,904		
	高 校 卒	216	56.2	763,324	548	762,776		
	中 学 卒	4	50.7	655,336	12,880	642,456		
	工 場 長	358	54.7	774,826	2,633	772,193	構成員50人以上 の工場の長 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	244	54.7	808,666	2,383	806,283		
	短 大 卒	23	54.7	697,138	1,712	695,426		
	高 校 卒	91	54.8	683,370	3,676	679,694		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	8,848	53.2	747,318	2,144	745,174	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	7,204	53.1	760,234	2,033	758,201		
	短 大 卒	511	53.4	672,460	1,639	670,821		
	高 校 卒	1,118	53.9	667,055	3,427	663,628		
	中 学 卒	15	51.3	604,723	5,925	598,798		
	技 術 部 長	6,446	53.7	769,232	2,660	766,572	同 上	同 上
	大 学 卒	5,107	53.8	781,969	2,504	779,465		
短 大 卒	499	53.9	714,330	2,687	711,643			
高 校 卒	836	53.6	696,332	4,008	692,324			
中 学 卒	4	55.0	642,752	5,288	637,464			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	3,335	52.0	711,439	6,795	704,644	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職(一) 9級、10級
	大学卒	2,800	51.8	724,069	6,848	717,221		
	短大卒	190	51.7	607,704	3,696	604,008		
	高校卒	345	54.1	588,720	7,764	580,956		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	2,325	51.9	712,402	5,012	707,390	同 上	同 上
	大学卒	1,832	51.8	725,877	5,065	720,812		
	短大卒	185	52.0	657,162	3,049	654,113		
	高校卒	301	53.3	628,355	6,099	622,256		
	中学卒	7	51.6	575,405	0	575,405		
	事務課長	19,807	49.7	623,910	15,049	608,861	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職(一) 7級、8級
	大学卒	14,531	49.1	633,482	16,398	617,084		
	短大卒	1,374	51.3	568,070	6,865	561,205		
	高校卒	3,867	52.6	586,643	9,839	576,804		
	中学卒	35	49.5	534,994	16,420	518,574		
	技術課長	17,330	49.3	624,222	17,857	606,365	同 上	同 上
	大学卒	12,096	48.7	631,232	16,298	614,934		
	短大卒	1,623	50.2	612,241	33,989	578,252		
	高校卒	3,573	52.1	592,600	16,693	575,907		
中学卒	38	51.4	585,470	25,630	559,840			



職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	8,361	46.8	578,669	59,792	518,877	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職(一) 5級、6級
	大学卒	5,989	45.9	587,981	63,872	524,109		
	短大卒	758	50.1	519,069	48,279	470,790		
	高校卒	1,603	51.2	547,004	36,633	510,371		
	中学卒	11	43.9	479,725	32,336	447,389		
	技術課長代理	5,405	46.4	565,445	41,198	524,247	同 上	同 上
	大学卒	3,823	45.4	569,588	39,350	530,238		
	短大卒	489	49.6	547,851	48,050	499,801		
	高校卒	1,079	51.2	546,902	49,298	497,604		
	中学卒	14	52.9	588,979	80,330	508,649		
	事務係長	18,676	45.2	508,653	61,102	447,551	係の長及び係長級専門職	行政職(一) 3級、4級
	大学卒	11,495	43.5	518,129	61,996	456,133		
	短大卒	1,931	47.8	470,459	60,418	410,041		
	高校卒	5,215	49.5	494,858	58,568	436,290		
	中学卒	35	49.5	483,839	62,226	421,613		
	技術係長	15,964	45.1	533,518	91,786	441,732	同 上	同 上
	大学卒	8,371	42.6	534,077	93,731	440,346		
	短大卒	1,579	47.2	525,628	87,292	438,336		
高校卒	5,916	49.7	534,191	88,838	445,353			
中学卒	98	51.5	586,916	105,146	481,770			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級		
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)				
	人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	15,633	42.7	431,125	55,468	375,657	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職(一) 2級(一部は 3級、4級)	
	大学卒	9,299	40.3	436,286	59,366	376,920			
	短大卒	2,051	47.0	408,191	45,281	362,910			
	高校卒	4,233	48.3	426,489	47,801	378,688			
	中学卒	50	48.1	432,991	58,871	374,120			
	技術主任	15,452	43.0	464,284	79,214	385,070	同 上	同 上	
	大学卒	8,640	41.2	458,838	79,106	379,732			
	短大卒	1,519	44.3	444,389	71,981	372,408			
	高校卒	5,168	47.2	483,982	80,753	403,229			
	中学卒	125	50.9	553,672	124,979	428,693			
	事務係員	62,412	36.8	350,307	44,558	305,749			行政職(一) 1級
	大学卒	36,564	33.8	354,574	47,921	306,653			
	短大卒	8,471	43.6	343,780	36,393	307,387			
	高校卒	17,185	42.6	339,632	37,945	301,687			
	中学卒	192	43.3	344,298	46,108	298,190			
技術係員	53,742	35.5	373,781	62,715	311,066	同 上			
大学卒	29,315	33.3	378,468	66,065	312,403				
短大卒	6,198	37.8	370,217	59,405	310,812				
高校卒	18,025	39.2	365,546	57,117	308,429				
中学卒	204	46.7	363,332	53,695	309,637				

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	75	51.9	592,506	3,510	588,996	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職(一) 7級、8級
	大 学 卒	43	53.1	603,177	2,509	600,668		
	短 大 卒	11	49.5	582,498	0	582,498		
	高 校 卒	20	50.9	578,802	9,171	569,631		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	工 場 長	107	53.5	597,538	1,997	595,541	構成員50人以上 の工場の長 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	53	52.9	613,555	3,846	609,709		
	短 大 卒	7	53.5	565,262	146	565,116		
	高 校 卒	46	54.1	583,166	41	583,125		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	事 務 部 長	4,427	52.7	642,846	3,638	639,208	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	3,073	52.6	666,811	3,254	663,557		
	短 大 卒	413	52.5	592,987	3,832	589,155		
	高 校 卒	927	53.6	562,595	5,145	557,450		
	中 学 卒	14	51.6	511,042	10,146	500,896		
技 術 部 長	2,615	52.3	609,825	4,818	605,007	同 上	同 上	
大 学 卒	1,542	52.1	641,954	5,352	636,602			
短 大 卒	300	52.5	572,081	3,121	568,960			
高 校 卒	761	52.9	553,171	4,375	548,796			
中 学 卒	12	54.8	589,380	0	589,380			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	1,726	51.4	572,107	3,185	568,922	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職(一) 7級、8級
	大学卒	1,231	51.1	589,173	2,886	586,287		
	短大卒	172	51.7	534,907	4,603	530,304		
	高校卒	320	52.5	506,053	3,919	502,134		
	中学卒	3	55.4	502,143	0	502,143		
	技術部次長	926	51.3	529,986	4,618	525,368	同 上	同 上
	大学卒	510	51.2	547,683	3,012	544,671		
	短大卒	132	51.3	506,990	3,391	503,599		
	高校卒	283	51.3	507,878	8,187	499,691		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務課長	7,793	48.8	533,007	9,345	523,662	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職(一) 5級、6級
	大学卒	4,994	48.2	552,992	9,517	543,475		
	短大卒	894	49.8	496,038	11,095	484,943		
	高校卒	1,873	50.9	480,328	7,893	472,435		
	中学卒	32	49.7	454,979	3,590	451,389		
技術課長	6,264	48.7	512,888	9,713	503,175	同 上	同 上	
大学卒	3,448	47.7	534,577	8,953	525,624			
短大卒	766	49.9	497,790	10,751	487,039			
高校卒	2,022	50.2	474,825	10,850	463,975			
中学卒	28	50.2	453,721	10,004	443,717			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	2,752	46.0	481,725	42,788	438,937	前記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職（課長一係長 間）	行政職(一) 4級
	大学卒	1,847	44.8	501,054	47,962	453,092		
	短大卒	351	48.3	446,322	35,592	410,730		
	高校卒	545	49.3	427,148	26,775	400,373		
	中学卒	9	46.6	419,850	18,104	401,746		
	技術課長代理	1,762	46.8	457,134	50,525	406,609	同 上	同 上
	大学卒	953	45.3	461,784	51,107	410,677		
	短大卒	230	47.7	466,048	59,209	406,839		
	高校卒	574	49.0	446,327	46,379	399,948		
	中学卒	5	50.2	458,837	55,863	402,974		
	事務係長	9,497	44.5	423,596	46,057	377,539	係の長及び係長 級専門職	行政職(一) 3級
	大学卒	5,373	42.8	443,135	48,941	394,194		
	短大卒	1,493	47.3	396,925	43,379	353,546		
	高校卒	2,586	47.5	385,803	39,343	346,460		
	中学卒	45	45.6	395,975	59,928	336,047		
	技術係長	7,358	44.7	421,859	59,421	362,438	同 上	同 上
	大学卒	3,759	43.1	424,259	59,451	364,808		
	短大卒	976	45.4	413,317	56,877	356,440		
	高校卒	2,590	47.3	421,343	60,373	360,970		
	中学卒	33	49.1	405,988	63,370	342,618		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	8,607	40.9	362,645	41,861	320,784	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職(一) 2級(一部は 3級)
	大 学 卒	4,794	38.5	374,939	45,550	329,389		
	短 大 卒	1,371	44.3	336,849	33,439	303,410		
	高 校 卒	2,409	45.3	346,432	37,362	309,070		
	中 学 卒	33	43.9	349,980	42,005	307,975		
	技 術 主 任	7,044	41.3	381,758	58,807	322,951	同 上	同 上
	大 学 卒	3,844	39.5	381,493	58,264	323,229		
	短 大 卒	942	44.1	370,926	51,875	319,051		
	高 校 卒	2,233	43.5	386,154	62,297	323,857		
	中 学 卒	25	47.5	427,996	89,595	338,401		
	事 務 係 員	36,714	36.8	315,534	34,245	281,289		行政職(一) 1級
	大 学 卒	19,508	34.5	330,181	38,471	291,710		
	短 大 卒	5,745	41.9	301,145	26,806	274,339		
	高 校 卒	11,348	40.2	284,290	27,157	257,133		
	中 学 卒	113	42.7	298,366	33,340	265,026		
	技 術 係 員	27,352	34.9	322,820	46,816	276,004		同 上
	大 学 卒	14,834	33.4	328,256	47,578	280,678		
	短 大 卒	3,509	37.9	321,882	45,882	276,000		
高 校 卒	8,919	37.0	311,526	45,538	265,988			
中 学 卒	90	41.6	319,292	50,037	269,255			

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	5	54.7	667,803	0	667,803	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職(一) 6級、7級
	大学卒	2	57.5	717,243	0	717,243		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	3	52.5	627,750	0	627,750		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	9	52.8	641,897	7,381	634,516	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	52.6	634,149	0	634,149		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	6	53.7	631,768	11,628	620,140		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務部長	817	52.0	585,257	8,659	576,598	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	446	52.3	634,001	7,142	626,859		
	短大卒	104	51.3	547,559	9,000	538,559		
	高校卒	264	51.7	495,989	11,898	484,091		
	中学卒	3	49.6	489,831	0	489,831		
技術部長	500	52.8	580,552	8,674	571,878	同上	同上	
大学卒	191	51.8	662,283	8,947	653,336			
短大卒	67	52.8	521,011	5,452	515,559			
高校卒	237	54.0	508,528	9,038	499,490			
中学卒	5	49.2	478,095	25,760	452,335			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	208	51.7	528,953	4,022	524,931	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職(一) 6級、7級
	大学卒	131	51.4	568,311	4,465	563,846		
	短大卒	20	51.5	464,509	2,818	461,691		
	高校卒	57	52.3	448,975	3,360	445,615		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	218	50.7	486,436	19,116	467,320	同 上	同 上
	大学卒	97	50.4	500,313	20,732	479,581		
	短大卒	35	50.0	483,398	10,933	472,465		
	高校卒	82	51.1	470,489	19,967	450,522		
	中学卒	4	56.9	432,577	15,027	417,550		
	事務課長	1,225	48.6	453,782	11,577	442,205	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職(一) 5級
	大学卒	617	47.4	482,209	10,171	472,038		
	短大卒	167	49.6	417,909	7,384	410,525		
	高校卒	424	50.3	421,715	15,750	405,965		
	中学卒	17	49.0	419,033	2,636	416,397		
	技術課長	1,140	48.8	477,513	18,837	458,676	同 上	同 上
	大学卒	457	47.4	515,865	15,777	500,088		
	短大卒	157	48.4	454,952	25,439	429,513		
	高校卒	513	50.6	443,051	20,177	422,874		
中学卒	13	46.3	414,313	13,691	400,622			



職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	446	46.5	436,939	26,378	410,561	前記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職（課長一係長 間）	行政職(一) 4級
	大学卒	263	44.8	463,768	28,824	434,944		
	短大卒	73	51.2	413,054	24,723	388,331		
	高校卒	109	47.4	383,695	20,690	363,005		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術課長代理	277	47.4	419,353	31,788	387,565	同 上	同 上
	大学卒	113	46.3	424,351	28,546	395,805		
	短大卒	41	48.4	404,252	39,366	364,886		
	高校卒	119	48.4	418,095	32,570	385,525		
	中学卒	4	52.6	410,069	62,328	347,741		
	事務係長	2,166	44.7	373,463	37,212	336,251	係の長及び係長 級専門職	行政職(一) 3級
	大学卒	974	42.2	390,396	37,874	352,522		
	短大卒	348	47.1	352,433	26,650	325,783		
	高校卒	819	46.9	358,162	39,242	318,920		
	中学卒	25	49.8	395,436	76,468	318,968		
	技術係長	1,621	45.9	420,501	58,903	361,598	同 上	同 上
	大学卒	664	44.3	425,173	58,586	366,587		
	短大卒	227	45.3	394,809	59,971	334,838		
	高校卒	716	47.5	423,517	58,767	364,750		
中学卒	14	50.1	385,577	69,548	316,029			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	1,935	42.9	322,821	28,321	294,500	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職(一) 2級(一部は 3級)
	大 学 卒	881	40.4	334,122	28,555	305,567		
	短 大 卒	347	44.3	314,334	24,841	289,493		
	高 校 卒	694	45.2	312,140	29,486	282,654		
	中 学 卒	13	46.5	336,260	33,952	302,308		
	技 術 主 任	1,500	42.1	366,642	55,905	310,737	同 上	同 上
	大 学 卒	600	40.4	370,251	59,463	310,788		
	短 大 卒	263	44.2	361,876	48,119	313,757		
	高 校 卒	625	42.8	365,487	55,810	309,677		
	中 学 卒	12	42.5	352,989	56,446	296,543		
	事 務 係 員	8,595	38.1	289,895	27,656	262,239	同 上	行政職(一) 1級
	大 学 卒	3,587	35.2	314,830	34,234	280,596		
	短 大 卒	1,454	42.0	268,974	19,046	249,928		
	高 校 卒	3,512	40.7	262,109	21,491	240,618		
	中 学 卒	42	43.3	317,121	51,378	265,743		
	技 術 係 員	5,445	35.5	306,615	38,880	267,735	同 上	同 上
	大 学 卒	2,455	33.8	315,149	41,016	274,133		
	短 大 卒	778	37.3	295,012	33,631	261,381		
	高 校 卒	2,179	37.2	297,261	37,331	259,930		
中 学 卒	33	45.9	321,138	38,591	282,547			

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)		
		人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	45	40.3	263,152	9,063	254,089	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	77	54.1	455,481	122,758	332,723		
	守 衛	435	48.3	383,700	74,988	308,712		
	用 務 員	120	54.4	267,076	10,616	256,460		
海 事	遠	船 長 ・ 機 関 長	14	49.2	1,051,977	0	1,051,977	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	8	39.0	811,474	182,269	629,205	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	3	30.8	625,600	140,337	485,263	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	14	24.9	518,566	98,764	419,802	
	洋	運 航 士	—	—	—	—	—	
		甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
関 係 職	近	船 長 ・ 機 関 長	36	54.8	777,899	64,220	713,679	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	43	44.4	628,563	148,176	480,387	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	39	35.7	517,041	107,594	409,447	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	39	29.1	466,501	94,117	372,384	
	海	甲 板 長 ・ 操 機 長	24	53.7	651,288	137,916	513,372	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	37	41.3	495,341	100,868	394,473	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	33	23.7	343,697	74,450	269,247	
種	沿 海 ・ 平 水	船 長 ・ 機 関 長	97	53.5	670,061	133,392	536,669	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	93	42.7	546,263	153,464	392,799	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	63	34.6	491,044	131,500	359,544	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	45	27.7	439,141	109,697	329,444	
	水	甲 板 長 ・ 操 機 長	42	53.8	576,382	159,392	416,990	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	73	38.7	442,048	127,034	315,014	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	67	27.7	341,197	88,737	252,460	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)	
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係	大 学 学 長	20	64.7	949,800	0	949,800	
	大 学 副 学 長	60	63.0	822,230	873	821,357	
	大 学 学 部 長	271	59.5	829,233	1,833	827,400	
	大 学 教 授	2,532	56.8	733,998	9,437	724,561	
	大 学 准 教 授	1,985	48.7	604,317	8,913	595,404	
	大 学 講 師	1,272	44.1	516,170	4,242	511,928	
	大 学 助 教	688	38.2	447,693	4,224	443,469	
職 種	高 等 学 校 校 長	48	60.6	779,253	5,002	774,251	
	高 等 学 校 教 頭	201	54.9	648,149	7,700	640,449	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	38	48.1	510,689	12,429	498,260	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	3	54.8	539,307	0	539,307	
	高 等 学 校 教 諭	2,396	44.0	497,081	8,518	488,563	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	62	54.7	856,124	56	856,068	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) { 2室(係)以上又は構成員 { 7人以上の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有す る者、上記研究部(課)長 及び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	1,174	50.5	703,016	6,360	696,656	
	研 究 室 ( 係 ) 長	1,008	46.4	611,219	19,106	592,113	
	主 任 研 究 員	2,156	44.1	541,392	30,431	510,961	
	研 究 員	3,317	35.7	417,931	44,592	373,339	
研 究 補 助 員	416	34.2	326,951	38,759	288,192		

第21表 民間における初任給の改定状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計	50.8	(32.9)	(66.3)	(0.7)	49.2
	500人以上	88.7	(38.3)	(61.3)	(0.4)	11.3
	100人以上 500人未満	55.4	(32.8)	(66.5)	(0.8)	44.6
	50人以上 100人未満	25.8	(24.7)	(74.2)	(1.2)	74.2
高校卒	規模計	28.7	(38.6)	(61.1)	(0.4)	71.3
	500人以上	52.4	(44.5)	(54.8)	(0.8)	47.6
	100人以上 500人未満	30.3	(38.1)	(61.6)	(0.3)	69.7
	50人以上 100人未満	15.1	(30.1)	(69.9)	—	84.9

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第22表 民間における家族手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		75.3%
配偶者に家族手当を支給する		55.1%
家族手当制度がない		24.7%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,499円
	配偶者と子1人	20,210円
	配偶者と子2人	26,483円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は73.3%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第23表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
53.0 %	(28.2) %	(71.8) %	47.0 %

- (注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

検討している	検討していない
13.9 %	86.1 %

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	54.1 %	45.9 %	50.4 %	49.6 %	49.1 %	50.9 %
500人以上	53.7	46.3	45.3	54.7	44.0	56.0
100人以上500人未満	52.6	47.4	49.1	50.9	48.0	52.0
50人以上100人未満	56.7	43.3	54.8	45.2	53.5	46.5

第25表 民間における定年制の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.1	80.7	18.4	0.9

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
		%	%	%
課長級		46.7	28.8	53.3
非管理職		42.6	26.2	57.4

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第27表において同じ。）。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和4年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
77.4	77.4

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係

#### 令和4年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費 …………… 食料

住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …………… 被服及び履物

雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II …………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（全国・勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

##### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。



第 28 表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 4 年 4 月）

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	31,020	39,320	50,360	61,390	72,430
住居関係費	44,710	79,300	63,280	47,260	31,240
被服・履物費	5,780	3,990	6,240	8,490	10,740
雑費 I	22,620	37,190	53,470	69,760	86,030
雑費 II	10,350	19,130	22,740	26,340	29,950
計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390

<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.469	0.600	0.732	0.863
住居関係費	1.332	1.063	0.794	0.525
被服・履物費	0.285	0.446	0.607	0.768
雑費 I	0.258	0.371	0.484	0.598
雑費 II	0.324	0.385	0.446	0.507

## 4 労働経済関係

第29表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③	④	⑤				⑥			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)	完全 失業率 (季節 調整値)	きま っ て 支 給 す る 給 与 ( 調 査 産 業 計 )				所 定 内 給 与 ( 調 査 産 業 計 )			
			(倍)	(%)	一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)		(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
令和2年度	△ 4.5	0.0	1.10	2.9	293.3	△ 1.0	356.0	△ 1.3	271.5	0.1	328.1	△ 0.1
3年度	2.2	△ 0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	360.7	1.3	274.4	1.1	330.2	0.6
令和3年1月		△ 0.3	1.08	3.0	293.0	0.0	356.7	△ 0.4	270.0	0.4	327.1	0.0
2月	△ 0.4	△ 0.4	1.09	2.9	292.8	△ 0.3	357.3	△ 0.4	269.9	0.3	327.6	0.2
3月		△ 0.2	1.10	2.7	297.3	1.1	361.3	0.3	273.7	1.5	330.8	0.7
4月		△ 0.3	1.09	2.8	300.3	1.6	362.8	1.0	275.9	1.1	331.5	0.4
5月	0.6	0.2	1.10	2.9	294.9	2.6	356.6	2.4	272.1	1.4	327.5	0.9
6月		0.0	1.13	2.9	297.2	2.1	358.9	2.1	274.4	0.8	329.7	0.6
7月		△ 0.1	1.14	2.8	297.7	1.7	360.2	1.8	274.0	0.7	329.7	0.7
8月	△ 0.8	△ 0.2	1.15	2.8	295.0	1.3	357.8	1.4	271.9	0.7	328.2	0.7
9月		△ 0.3	1.15	2.8	296.3	1.2	358.9	1.0	273.6	0.7	329.7	0.4
10月		△ 0.3	1.16	2.7	298.6	0.8	361.6	0.7	275.1	0.5	331.5	0.4
11月	1.0	△ 0.5	1.17	2.8	298.0	1.3	361.4	1.0	273.9	1.0	330.3	0.6
12月		△ 0.4	1.17	2.7	298.6	1.2	362.3	1.0	273.7	0.7	330.3	0.5
令和4年1月		△ 1.2	1.20	2.8	298.9	2.0	360.5	1.1	274.7	1.8	329.8	0.8
2月	△ 0.1	△ 1.2	1.21	2.7	299.5	2.3	361.4	1.2	275.2	1.9	330.3	0.9
3月		△ 1.3	1.22	2.6	304.0	2.2	366.1	1.4	278.9	1.9	334.2	1.0
4月		△ 1.1	1.23	2.5	307.9	2.5	370.5	2.1	281.9	2.2	337.4	1.8
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省						厚生労働省			

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は令和2年基準(ただし、⑩、⑪、⑫の令和2年度は平成27年基準)  
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑨ 所定外労働 時間数 (調査 産業計)	⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者 物価指数 (総合)	⑫ 国内企業 物価指数
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	一般労働者		(時間)	(時間)	(千円)	名目実質		前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
		(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)				前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)		
21.8	△ 12.9	27.9	△ 13.0	140.0	10.6	304.5	△ 5.0	△ 4.7	△ 0.2	△ 1.5
23.8	9.4	30.5	9.1	142.5	11.7	311.2	2.2	2.1	0.1	7.0
23.0	△ 4.3	29.6	△ 4.3	135.1	11.0	297.6	△ 4.8	△ 4.0	△ 0.7	△ 1.8
22.9	△ 6.5	29.7	△ 6.4	135.4	11.1	280.8	△ 7.4	△ 6.8	△ 0.5	△ 0.9
23.7	△ 2.9	30.5	△ 3.3	145.1	12.0	344.1	6.7	7.2	△ 0.4	1.0
24.4	7.3	31.3	7.1	150.4	12.1	338.6	11.5	13.0	△ 1.1	3.5
22.8	22.5	29.1	22.9	136.0	11.1	317.7	13.1	14.1	△ 0.8	4.8
22.8	22.0	29.2	22.6	146.9	11.4	281.2	△ 5.8	△ 5.2	△ 0.5	4.9
23.7	15.9	30.4	16.3	146.9	11.9	302.8	4.9	5.3	△ 0.3	5.6
23.1	9.1	29.7	9.6	135.8	10.9	294.1	△ 3.4	△ 2.9	△ 0.4	5.6
22.7	7.5	29.2	7.6	141.4	11.3	295.8	△ 2.8	△ 3.0	0.2	6.2
23.4	4.3	30.1	4.4	144.8	11.7	312.7	0.1	0.0	0.1	8.0
24.1	4.9	31.1	4.7	145.8	12.1	304.2	△ 0.4	△ 1.1	0.6	8.9
24.8	7.4	32.0	7.6	144.5	12.3	344.1	3.1	2.2	0.8	8.6
24.2	5.2	30.7	3.9	136.9	11.8	314.4	5.6	5.0	0.5	9.0
24.4	6.3	31.1	4.8	136.6	11.9	285.3	1.6	0.5	0.9	9.4
25.0	5.7	31.8	4.4	144.5	12.6	343.7	△ 0.1	△ 1.6	1.2	9.3
26.0	6.7	33.1	5.9	149.0	12.9	344.1	1.6	△ 1.4	2.5	9.9
働 省						総 務 省				日本銀行

である。